

## 業務仕様書

### 1 業務名

避難場所標識撤去に係る事前調査業務

### 2 業務内容

#### (1) 調査対象

札幌市内の全ての避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所（基幹・地域）及び一時避難場所をいう。以下同じ。）を対象に、次の(2)～(7)に掲げる調査を実施する。なお、本市で記録されている避難場所の標識については、別紙1「避難場所標識一覧」のとおりだが、現状と一致しない場合がある。

#### (2) 標識の設置数等の確認及び位置図の作成

避難場所ごとに、避難場所標識（以下「標識」という。）の設置数、形状（立て看板、壁面標識、ステッカー）及び位置を確認し、標識の設置箇所を示した位置図を作成する。

また、標識が設置されていない避難場所については、その旨を委託者へ報告する。

なお、受託者には過去に標識の調査を行った際の図書を貸与するので参考にすること。

#### (3) 各標識の点検

各標識の点検については、目視による点検を実施することとし、点検項目については、別紙2「避難場所標識点検項目」のとおりとする。

#### (4) 現地状況の記録

点検を実施した標識については、現地の状況を写真にて記録すること。写真については、それぞれ2方向から、近距離から柱の根本を含む標識全体を写したものと及び、標識を20m程度離れた距離から写したものを撮影すること。

また、記録については、設置状況（路面、周囲の状況等）が分かるよう行うこととする。

#### (5) 標識の点検結果表の作成

上記(2)～(4)について、避難場所ごとに点検結果表を作成すること。点検結果表の様式については、委託者と協議し決定すること。

#### (6) 標識の点検結果一覧の作成

上記(3)の点検結果については、全標識の点検結果一覧を作成すること。

点検結果一覧の様式については、委託者と協議し決定すること。

(7) 判定「C」の即時報告

上記(3)の点検の結果、判定区分「C」となった点検項目がある避難場所標識については、ただちに口頭で委託者へ報告の上、速やかに上記(5)の点検結果表を作成し、提出すること。

3 履行期間

契約締結日から令和5年10月31日(火)までとする。

4 打ち合わせ

業務の実施に当たり、適宜、打合せを行うこと。なお、打合せ回数は3回程度（業務内容の確認・中間・完了）を想定している。

5 成果品

成果品は次のとおりとし、(1)及び(2)の電子データは令和5年7月31日(月)までに、それら以外は令和5年10月31日(火)までに提出すること。

- (1) 各標識の点検結果表（電子データ（PDF形式。PDF形式への変換前の元データ含む。）及び書籍）
- (2) 標識の点検結果一覧（エクセルデータ）
- (3) 打合せ記録書一式
- (4) その他発注者より指示のあった資料等
- (5) 上記(1)～(4)に係る原稿、電子データ等を収録した記憶媒体（DVDメディア等）

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合はできるだけ環境負荷の少ない車両を使い、アイドリングストップ実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 7 その他

- (1) 受託者は、業務において知り得た内容を外部に漏洩しないこと。
- (2) 成果品に関する権利は、全て委託者に帰属すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

## 8 業務担当者

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所7階  
札幌市危機管理局危機管理部危機管理課 久井・伊藤  
電話 011-211-3062